

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定によつて、次の者を生産事業者登録簿から抹消した。

平成二十三年九月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

登録番号	四一二	新田博三	東広島市河内町宇山一〇四四番地	幼苗以外の苗木養成	新田博三	東広島市河内町宇山
生産事業者の氏名又は名称	新田弘	東広島市河内町宇山一〇四四番地	幼苗の育成・幼苗以外の苗木養成	新田弘	東広島市河内町宇山	
生産事業者の住所	東広島市河内町宇山一〇四四番地	幼苗の育成・幼苗以外の苗木養成	新田弘	東広島市河内町宇山		
生産事業の内容	新田弘	東広島市河内町宇山一〇四四番地	新田弘	東広島市河内町宇山		
事業所の名称	新田弘	東広島市河内町宇山一〇四四番地	新田弘	東広島市河内町宇山		
事業所の所在地	新田弘	東広島市河内町宇山一〇四四番地	新田弘	東広島市河内町宇山		